

戸籍に振り仮名が記載されます 振り仮名の通知が届いたら、必ず確認しよう!



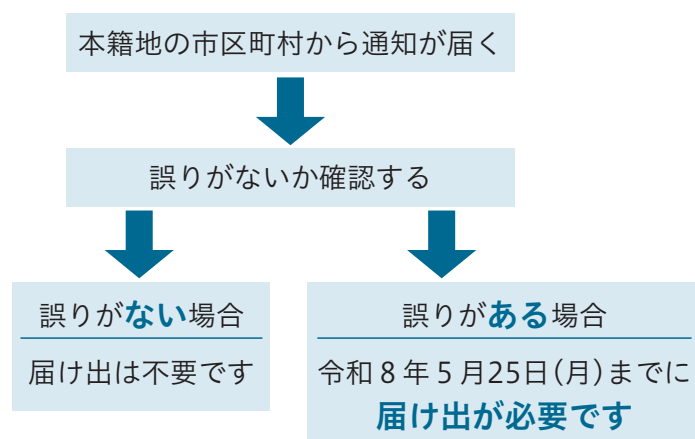
戸籍法が改正され(令和7年5月26日施行)、戸籍に氏名の振り仮名を記載することになりました。

東海村に本籍がある方に対し、7月下旬～8月上旬に、村から戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名の通知を郵送します。届いたら必ず内容を確認してください。



▲村公式HP

【本籍地から通知が届きます】



【誤りの例】

- 須藤さんの場合…正しくは「ストウ」なのに、通知が「スドウ」になっていませんか？
- 一平さんの場合…正しくは「イッペイ」なのに、通知が「イツペイ」になっていませんか？
- かほりさんの場合…正しくは「カオリ」なのに、通知が「カホリ」になっていませんか？



【氏名の振り仮名の届け出をするには…】

本籍地または住所地の市町村の窓口や郵送で行うことができるほか、マイナポータルでも行うことができます。マイナポータルは、窓口へ出向く必要がなく、スマートフォンなどで手続きができるため便利です。※詳細は法務省ホームページをご覧ください。



▲法務省HP

【市区町村で戸籍に振り仮名が記載】

届け出がなかった場合、令和8年5月26日(火)以降に順次戸籍に振り仮名が記載されます。

【詐欺にご注意ください！】

●届け出に手数料はかかりません

通知された振り仮名に誤りがある場合は必ず届け出てください。手数料はかかりません。

●届け出をしなくても罰則はありません

届け出をしなくても、通知された氏名の振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

- ▼東海村以外に本籍がある方は、本籍地の市区町村から通知が郵送されます。郵送の時期については、市区町村で異なります。
- ▼振り仮名が正しい場合でも、振り仮名が記載された戸籍証明や住民票の写し等を早期に取得したいときは届け出が必要です。
- ▼届け出において、説明を求めたり資料の提出を求めたりする場合があります。
- ▼戸籍に記載された振り仮名は、住民票にも記載されます。

【問い合わせ】▽通知に関すること…住民課戸籍担当(☎282-1711 内線1121・1122)

▽振り仮名制度に関すること…法務省が運営する専用コールセンター(☎0570-05-0310)